

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 アウトソーシングに関する新規制について
- 3 2026 年 4 月、5 月に発出された主な法令情報（4 月 15 日～5 月 14 日） /
- 5 ご案内

Introduction

2026 年 3 月に東京で日本・インドネシア間のビジネスフォーラムが開催されました。エネルギー、産業、グローバル・サプライチェーン等の分野を中心に、日本からインドネシアへの約 Rp380 兆規模の投資コミットメントが示されたとされています。

このような投資・協力案件を現地で具体的な事業として進めていくためには、資金や事業戦略だけでなく、現地でのオペレーションを支える人員体制や業務運営体制の整備も重要となります。事業規模の拡大や拠点運営の複雑化に伴い、すべての業務を自社内で完結させるのではなく、外部事業者の専門性やリソースを活用する場面も生じます。このような外部リソースの活用に関して、インドネシアで特に留意が必要となる制度の一つがアウトソーシング規制です。

本ニュースレターでは 2026 年 4 月に施行されたアウトソーシングに関する新規制についてご紹介します。

また、2026 年 4、5 月に発出された最新法令の一部に関してもご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、村瀬 yoshiyam@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

アウトソーシングに関する新規制

2026 年 4 月 30 日、アウトソーシング業務に関する新たな規則として、労働大臣規則 2026 年第 7 号が制定されました（以下、「本規則」といいます）。

本規則は、発注会社が業務の一部をアウトソーシング会社に委託する場合の基本的な枠組みについて定めるもので、従来のオムニバス法後の枠組みにおいては、アウトソーシングに関して労働者保護や事業許可の側面が中心的に規定されていましたが、本規則では、アウトソーシング可能な業務の種類や契約登録手続きがより具体的に整理されています。本稿では、アウトソーシングに関する規制の変遷について概説した上で、新規則の概要および主要な改正点について整理して解説します。

1. 2003 年労働法

労働法 2003 年第 13 号（以下、「労働法」といいます）では、企業は、業務の一部を他社に委託することができるとされていました。ただし、その方法は、いずれも書面による契約で行う必要がありました（労働法 第 64 条）。

また、業務請負として他社に委託できる業務については、主たる業務から分離可能であること、発注会社から直接または間接の指揮命令を受けるものであること、会社全体の活動を支える補助的な業務であること、および生産工程を直接阻害しないことなどの要件が定められていました（労働法第 65 条）。

したがって、直接的に労働者・労務者提供サービスについて、発注会社の主たる業務や生産工程に直接関係する業務には利用できず、補助的なサービス業務または生産工程に直接関係しない業務に限られるという考え方が採られていました。

このため、2003 年労働法時代のアウトソーシングは、制度としては認められていたものの、会社の中核業務ではなく、清掃、警備、運転手、ケータリングなどの補助業務を中心に利用される制度として理解されていましたが、具体的な補助業務の内容については、法令上においては明記されていませんでした。

2. 2020 年オムニバス法

その後、雇用創出法 2020 年第 35 号（以下、「オムニバス法」といいます）が制定され、事業活動の促進、雇用創出などを目的として、多数の法律を一括して改正され、アウトソーシングの規制についてもこのような企業活動の柔軟化および投資促進の流れの中で、大きく変更されました。

オムニバス法後の制度では、従前のようにアウトソーシング可能な業務を補助業務に限定する規定が弱まり、企業はアウトソーシング契約に基づき、業務の一部を他社に委託できるという形に整理されました（オムニバス法第 64 条）。

また、オムニバス法の下位規則である オムニバス政令 2021 第 35 号（オムニバス政令）では、アウトソーシングについて、主としてアウトソーシング会社と労働者との雇用関係、労働者保護、雇用継続の保護などが規定されています（オムニバス法 第 18、20 条）。この時期には、従前のような補助業務に限るという対象業務の制限が前面に出なくなったため、実務上、アウトソーシングの利用範囲が広がったと解釈されました。

したがって、オムニバス法時代は、インドネシアのアウトソーシング規制が、従前の補助業務中心の制限的な制度から、より柔軟な制度へと大きく転換した一方、柔軟な人材活用は、労働者側からは、中核業務までアウトソーシング化され、雇用の安定性が損なわれる懸念を生じさせることとなりました。

3. 2023 年改正オムニバス法

その後、2020 年のオムニバス法について、労働者、労働組合からの反発もあり、憲法裁判所は、Putusan MK No. 91/PUU-XVIII/2020 において、立法手続き上の不備を是正することが求められ、オムニバス法の制度全体について、法的安定性をどのように確保するかが問題となりました。この状況を受けて、雇用創出に関する法律代行政令 2022 年第 2 号が制定され、2023 年に雇用創出に関する法律代行政令 2022 年第 2 号を法律として承認する 2023 年法律第 6 号（以下「オムニバス改正法」といいます）が制定されました。

当該オムニバス改正法において、アウトソーシングの対象業務に関して、政府が、当該アウトソーシングの対象となる業務の一部を定めることとされ、その詳細は政令により定められるものとされました（オムニバス改正法第 64 条）。その後、2024 年に憲法裁判所判決 No. 168/PUU-XXI/2023 により、労働者保護の観点から、アウトソーシング対象業務の種類および分野をより明確にする必要性が改めて示され、最終的に、本規則において、アウトソーシング対象業務については、6 類型に整理されることとなりました。

3. アウトソーシング業務

本規則では、アウトソーシング可能な業務が「補助業務」として具体的に列挙されており、対象業務として、清掃サービス、飲食の提供、警備、運転手および労働者の輸送、業務運営支援サービス、ならびに鉱業・石油・ガス・電力分野における補助業務が挙げられています（本規則第 3 条第 2 項）。

また、アウトソーシング契約には、少なくとも、委託される業務、契約期間、業務実施場所、アウトソーシング労働者の人数を記載することが明確化され、当該契約の締結日から 3 営業日以内に、登録申請を行う必要があります（本規則第 4、5 条）。アウトソーシング労働者の保護と権利は、アウトソーシング会社が負うものとされ、一方で発注会社はアウトソーシング労働者の保護および権利を法令に従って履行していることを確認する責任を負います（本規則第 4 条）。さらにアウトソーシング会社は、アウトソーシング分野の事業許可保有者として、労働安全衛生および環境に関する基準を適用する義務を負います（本規則第 6 条）。

4. 行政制裁および既存契約

発注会社がアウトソーシング対象業務に関する規定に違反した場合、書面による警告および事業活動の制限という行政制裁の対象となります。事業活動の制限には、一定期間における物品またはサービスの生産能力の制限や、複数拠点を有する会社に対する一部拠点での事業許可付与の延期などが含まれます（本規則第8条）。

なお、本規則の施行時点で既に存在するアウトソーシング契約は、当該契約期間が満了するまで引き続き有効とされます（本規則第10条）。ただし、アウトソーシング会社および発注会社において既に存在するアウトソーシング業務の種類および分野は、本規則の施行日から遅くとも2年以内に、本規則に適合させる必要があります（同条）、既存契約がある場合には、対象業務、契約内容、労働者保護および契約登録等の観点から、契約および実務運用を見直す必要があります。

2026 年 4 月～5 月に発出された主な法令情報(4 月 15 日～5 月 14 日)/ Major updates on Legislations in March ~ April 2026 (March to April)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
15-Apr	Regulation of the Minister of Public Works of the Republic of Indonesia Number 8 of 2026 concerning the Legal Documentation and Information Network of the Ministry of Public Works 公共事業省法令文書情報ネットワークに関する インドネシア共和国公共事業大臣規則 2026 年第 8 号	Ministry of Finance
17-Apr	Regulation of the Minister of Youth and Sports of the Republic of Indonesia Number 7 of 2026 concerning the Cultivation of Sports スポーツの普及・定着に関するインドネシア共和国青年スポーツ大臣規則 2026 年第 7 号	Minister of Youth and Sports
18-Apr	Regulation of the Minister of Immigration and Corrections of the Republic of Indonesia Number 1 of 2026 concerning the Amendment to Regulation of the Minister of Immigration and Corrections Number 13 of 2025 concerning the Implementation of Prevention and Deterrence 出国防止および入国拒否の実施に関する 2025 年移民・矯正大臣規則 第 13 号の改正に関するインドネシア共和国移民・矯正大臣規則 2026 年第 1 号	Minister of Immigration and Corrections
20-Apr	Regulation of the Minister of State Secretariat of the Republic of Indonesia Number 3 of 2026 concerning the Technical Competency Dictionary for the Functional Position of Cooperation Analyst 協力アナリスト機能職の技術的能力辞書に関するインドネシア共和国国家官房大臣規則 2026 年第 3 号	Ministry of State Secretariat
20-Apr	Regulation of the Minister of Religious Affairs of the Republic of Indonesia Number 8 of 2026 concerning the Organization and Work Procedures of Sultan Maulana Hasanuddin Banten State Islamic University	Ministry of Religious Affairs

	バンテン・スルタン・マウラナ・ハサヌディン国立イスラム大学の組織および業務手続に関するインドネシア共和国宗教大臣規則 2026 年第 8 号	
21-Apr	Regulation of the Minister of Finance of the Republic of Indonesia Number 21 of 2026 concerning the Types and Tariffs of Volatile Non-Tax State Revenues Applicable to All Non-Tax State Revenue Management Agencies すべての非税国家収入管理機関に適用される変動性を有する非税国家収入の種類および料金に関するインドネシア共和国財務大臣規則 2026 年第 21 号	Ministry of Finance
22-Apr	Regulation of the Minister of Finance of the Republic of Indonesia Number 20 of 2026 concerning the Service Tariffs of the Public Service Agency of Gatot Soebroto Army Central Hospital under the Ministry of Defense 国防省におけるガトット・スブロット陸軍中央病院公共サービス機関のサービス料金に関するインドネシア共和国財務大臣規則 2026 年第 20 号	Minister of Finance
23-April	Regulation of the Minister for the Protection of Indonesian Migrant Workers / Indonesian Migrant Workers Protection Agency of the Republic of Indonesia Number 3 of 2026 concerning the Standards, Signing, and Verification of Employment Agreements for Indonesian Migrant Workers インドネシア移住労働者の雇用契約の基準、署名および確認に関するインドネシア共和国インドネシア移住労働者保護大臣／インドネシア移住労働者保護庁規則 2026 年第 3 号	Ministry for the Protection of Indonesian Migrant Workers
24-April	Regulation of the Minister of Finance of the Republic of Indonesia Number 22 of 2026 concerning the Use of Revenue Sharing Funds from Tobacco Product Excise たばこ製品物品税収益分配金の使用に関するインドネシア共和国財務大臣規則 2026 年第 22 号	Ministry of Finance
04-May	Regulation of the Minister of Micro, Small, and Medium Enterprises of the Republic of Indonesia Number 2 of 2026 concerning Guidelines for the Classification and Development Levels of Micro, Small, and Medium Enterprises 零細・中小企業の分類および発展段階に関する指針についてのインドネシア共和国零細・中小企業大臣規則 2026 年第 2 号	Ministry of Micro, Small, and Medium Enterprises
12-May	Regulation of the Minister of Environment / Environmental Control Agency of the Republic of Indonesia Number 4 of 2026 concerning Environmental Laboratories 環境試験所に関するインドネシア共和国環境大臣／環境管理庁規則 2026 年第 4 号	Ministry of Environment

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい

- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

インドネシアは、親日的な国として知られており、日常生活の中でも日本への親しみを感じる場面があります。日本の製品や文化だけでなく、スポーツの場面でも、日本に対する関心や好意を感じることがあります。

ワールドカップが盛り上がりを見せる中、インドネシアでもサッカーの話題を耳にする機会が増えています。街中で日本代表のユニフォームを着た現地の方を見かけることもあり、日本人としては少し嬉しく感じます。

スポーツをきっかけに、日本への親しみが身近に感じられるのも、インドネシアならではかもしれません。



本稿は、2026年6月24日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal Sudirman No. Kav. 3,

Email: info@tnygroup.biz / Phone: 081398848290

URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



Facebook



LinkedIn